

2024年2月14日

各位

会社名 大和アセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード：13054)  
代表者名 代表取締役社長 小松 幹太  
問合せ先 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司  
(連絡先 03-5555-3472)

## 上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款の変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF MSCI 日本株人材設備投資指数	(1479)
iFreeETF MSCI 日本株女性活躍指数（WIN）	(1652)
iFreeETF MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数	(1653)
iFreeETF FTSE Blossom Japan Index	(1654)

#### 2. 変更内容および変更理由

運用成果をより適切に情報開示するため、ベンチマークを、以下のとおり配当を含まない指数から配当を含む指数に変更します。なお、この信託約款変更は、運用方法を変更するものではありません。

銘柄コード	ファンド名	変更前 ベンチマーク	変更後 ベンチマーク
1479	iFreeETF MSCI 日本株人材設備投資指数	M S C I 日本株人材設備投資指数	M S C I 日本株人材設備投資指数（配当込み）
1652	iFreeETF MSCI 日本株女性活躍指数（WIN）	MSCI 日本株女性活躍指数	MSCI 日本株女性活躍指数（配当込み）
1653	iFreeETF MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数（配当込み）
1654	iFreeETF FTSE Blossom Japan Index	FTSE Blossom Japan Index	FTSE Blossom Japan Index（配当込み）

#### 3. 日程

2024年4月3日まで 金融庁へ届出  
2024年4月4日 変更日

#### 4. 変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行いません。

投資信託約款の新旧対照表

iFreeETF MSCI日本株人材設備投資指数

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2016年5月17日の「MSCI日本株人材設備投資指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、「<u>MSCI日本株人材設備投資指数(配当込み)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略) ③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2016年5月17日の「MSCI日本株人材設備投資指数」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略) ③～⑭ (略)</p>

iFreeETF MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「MSCI日本株女性活躍指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、「<u>MSCI日本株女性活躍指数(配当込み)</u>」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「MSCI日本株女性活躍指数」(以下「<u>対象株価指数</u>」といいます。)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込) 第13条 (略) ② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p>

<p>ト」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>ないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>
---	--------------------------------------

iFreeETF MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、「<u>MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数(配当込み)</u>」(以下「<u>対象指数</u>」)を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」(以下「<u>対象指数</u>」)の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象指数</u>を構成する各銘柄の株式および不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式および不動産投資信託証券として委託者が指定するもの(以下「<u>取得時のバスケット</u>」)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>

iFreeETF FTSE Blossom Japan Index

変更後	現行
<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「FTSE Blossom Japan Index」の終値の10倍に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、「<u>FTSE Blossom</u></p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2017年9月22日の「FTSE Blossom Japan Index」(以下「<u>対象株価指数</u>」)の終値の10倍に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>② (略)</p> <p>(受益権の取得申込)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 受益権の取得申込者は、<u>対象株価指数</u>を</p>

<p>Japan Index (配当込み)」(以下「対象株価指数」といいます。)を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>	<p>構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。(以下略)</p> <p>③～⑭ (略)</p>
--	--

以上